

1 基本方針と目標

部活動は、昼休み時間や放課後の時間を利用し、生徒が自主的・自発的に活動する場である。また、心身の鍛錬はもちろん、社会性の育成などに努めることによって大きな教育的価値がある。したがって、本校では学校教育活動の一環として位置づけ、学校教職員の指導・管理の下に活動するものとする。

- (1) 明星視覚支援学校の教育目標を達成する上での教育活動の場とする。
- (2) 生徒が学級や学部の所属を離れ、自主的に実践する場とし、心身ともに調和のとれた生徒の育成を図る。

2 指導・運営に係る体制

- (1) 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。
- (2) 校長は、毎年度「運動部活動に係る活動方針」を学校のホームページに掲載し、各部の顧問は毎月、月毎の活動計画を本人及び保護者に配布する。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

文部科学省が作成したガイドラインに則り、健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

4 適切な休養日等の設定

部活動の休養日及び活動時間については、以下を基準とする。

(1) 学期中の休養日の設定

週当たり平均2日以上の休養日进行ける。

平日は1日、土曜日及び日曜日は1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替えることができる。

(2) 長期休業中の休養日の設定

学期中の休養日の設定に準じた扱いを行う。生徒が十分な休養を取ることができるとともに、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を进行ける。

(3) 1日の活動時間

長くとも平日は2時間程度、学校の休業日は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

- (4) 定期試験前の1週間、他テスト時の前日を各部共通の部活動休養日とする。また、この休養日により週あたりの休養日に振り替えることができるものとする。

5 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

生徒のニーズを踏まえた部活動の設置

学校で特定の競技の部活動を进行けることができない場合には、合同部活動等の取組や個別の参加への協力を関係団体と連携し、工夫改善に努める。